

防犯設備新設へ活用

生産性向上設備投資促進税制を啓蒙

経済産業省／J E A S



佐補長課長 矢口

経済産業省では、企業の新規投資を促す措置の一環として、今年から産

業競争力強化法に基づき、生産性向上設備投資促進税制を開始。同税制は防犯設備の新規導入も対象となる。日本万引防止システム協会（J E A S、東京都新宿区、戸田秀雄会長、Tel.03・3355・2322）では、経済産業省の矢口雅麗（まさかず）経済産業政策局産業再生課課長補佐を招き、「生産性向上設備投資促進税制セミナー」

を高千穂交易本社で開催。参加したセキユリテイ関連メーカー担当者などに、税制の概要を紹介するとともに、防犯設備に関する積極的な活用を呼び掛けた。

生産性向上設備投資促進税制は、質の高い設備投資を大胆に支援することを目的に創設されたもの。従来の制度と比較して、対象業種を限定しないことに加え、対象設備も防犯設備など広範囲に及び、申請も容易。

インやオペレーションの改善に資する設備との位置付け。機器単品ベースではなく、工場や店舗の新設などに基づく投資計画の金額ベースが対象となる。その上で、一定金額以上、国内向け投資といった要件を満たすことが条件。

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備要件は、事業者が投資計画を策定した上で、公認会計士または税理士が確認後、事業者が事前確認書を発行。投資計画と事前確認書を踏まえ、経済産業局に本申請する流れで行う。認定期間は最大1カ月程度で、クリアすれば確認書を発行。設備投資後に年平均の投資利益率が15%以上（中小

企業は5%以上）見込まれ、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ければ対象となる。売上増加による利益増、コスト削減による効率化の結果、利益増となるケースの双方で申請可能。対象設備は投資計画に記載する必要があるため、防犯設備などを取得する前段階で申請、確認が必要。防犯設備を導入した結果、如何に利益改善に繋がるのかを計画に盛り込むことがポイントとなる。店舗の新規出店の場合、対象は防犯設備に限定されるのではなく、出店に要する設備全般となるので認定されやすくなる。

控除については、今年1月20日から平成28年3月31日までに投資した

設備を対象に、即時償却か税額控除を選択。即時償却は設備取得の際に決まった耐用年数に基づいて、毎年償却、損金算入をするのではなく、取得初年度に全額損金算入できるもの。当期利益を損金発生によって相殺する形となるため、結果的に納税額が減額される。税額控除は一般的な償却に基づきながら、設備取得金額の5%（建物・建築物は3%）を法人税額から最大20%を上限に控除するもの。ただし、28年4月1日から29年3月31日までのについては、特別償却50%（建物・建築物は25%）、税額控除は4%（同2%）の選択となる。

万引犯罪の被害が多額に及ぶ中、矢口課長補佐は「万引防止のための様々なシステム、機器の導入を促進できる。万引被害を削減、防止することができれば、小売店の皆さまにとって収益改善、生産性向上に繋がる」と制度活用の利点を語った。